

市内で自転車関係事故が増加中！

自転車も車の仲間です。 ルールとマナーを守りましょう。

※道路交通法上、自転車は車両（軽車両）と位置付けられており、原則として車両等の道路標識等を守らなければなりません。

守りましょう！
自転車の基本的な通行ルール

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外※



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用



※普通自転車が歩道を通行することができる場合

- ・標識などで自転車の歩道通行を許可しているとき。
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するとき。
- ・自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。
(例 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側通行が困難なときなど)

自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。

「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、神奈川県内で自転車に乗る人は、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。**必ず加入しましょう！**

自転車損害賠償責任保険等とは・・・

自転車の利用に起因する事故により、他人の生命または身体を害した際に生じた損害を補償することができる自転車向け保険のことをいいます。

●自転車損害賠償責任保険等の例

- ・自転車向け保険
- ・自動車（任意）保険の特約
- ・火災保険の特約
- ・傷害保険の特約
- ・会社等の団体保険
- ・PTAの保険
- ・共済
- ・TSマーク付帯保険（自転車安全整備士による点検を受けることで加入できます。）
- ・クレジットカードの付帯保険

事故を起こし、相手に怪我をさせてしまうと高額な賠償金の支払いを命じられることがあります。

自転車事故の高額賠償事例

約9,500万円（平成25年7月神戸地方裁判所）

悪質な自転車運転者の講習義務化

3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返した者に対し、公安委員会は自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるよう命令することができます。受講しなかった場合には5万円以下の罰金が科せられます。

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路での歩行者妨害
- ・通行区分違反
- ・路側帯での歩行者妨害
- ・遮断機が下りた踏切への立入り
- ・交差点での優先道路通行車の妨害等
- ・右折時の直進車等優先車妨害
- ・環状交差点安全通行義務違反等
- ・一時停止違反
- ・歩道での歩行者妨害等
- ・ブレーキ不備の自転車運転
- ・酒酔い運転
- ・安全運転義務違反
- ・妨害運転

これらは
全て違反行為です。
自転車は、正しく安全に
利用しましょう！